

障がい福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる**介護給付**と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける**訓練等給付**があります。家庭などで利用できる**訪問系サービス**、施設などで昼間に利用できる**日中活動系サービス**、施設に入所して利用できる**居住系サービス**に分けられます。

介護給付を利用する際には、障害支援区分の認定が必要となります。

※訓練等給付は、基本的に18歳以上の障がい者を対象としています。

■訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
行動援護	介護給付	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護給付	常に介護を必要とする方のなかでも介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。

■日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援等を利用して、新たに雇用された方の就労の継続を図るため、必要な連絡調整、相談、指導及び助言等を行います。
自立生活援助	訓練等給付	自宅において自立した日常生活や社会生活が送れるよう、必要な情報提供、助言、相談等により、環境整備の援助を行います。

■居住系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している方に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。

■サービスを利用したときの費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

①利用者負担の上限額

所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

所得区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村民税非課税世帯の方	
一般1	市町村民税所得割が16万未満で、居宅で生活する障がい者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1以外の方	37,200円

- 18歳以上の障がい者（施設入所の18・19歳を除く）の場合は「本人および配偶者」、障がい児（施設入所の18・19歳を含む）の場合は「保護者の属する世帯」の収入などで判断します。
- 同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している方がいる場合、65歳以上の方で65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険に相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた場合（所得区分が生活保護、低所得の方が該当）、合算した額が上記の上限額を超えた分が「高額障害福祉サービス費」として支給されます。
- 利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、負担が軽減されます。

②施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や高熱水費などは全額自己負担です。

施設入所者で生活保護、低所得の区分の方は、自己負担が重くなりすぎないように、申請により負担が軽減される場合があります。

■障がい福祉サービスの利用のしかた

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。町や相談支援事業者がお手伝いしますので、まずは役場福祉課か相談支援事業者にご相談ください。

相談・申請

町または相談支援事業者※に相談します。サービスが必要な場合は役場福祉課に申請します。

※相談支援事業者とは、都道府県の指定を受けた事業所のことで、障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援などを行います。



調査

障がい者（児）の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。



審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市町村審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。



決定（認定）・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

※受給者証には、サービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切に扱きましょう。

※認定結果に満足できないときには、県に申し立てをすることができます。



事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

※サービス利用に関して支援を必要とする方は、相談支援事業者にサービス利用計画の作成を依頼できます。（作成費は無料です。）



サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（1割）を支払います。

障がい児通所サービス

18歳未満の障がいのある児童に対して、障がいに応じた指導や訓練を受けられます。

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある未就学児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中において生活能力の向上のための訓練を継続的に行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設に通う障がい児につき、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■サービスを利用したときの費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払います。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

①利用者負担の上限額

所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

所得区分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得	市町村民税非課税世帯の方	
一般1	市町村民税所得割が28万未満で居宅で生活する障がい児	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1以外の方	37,200円

- 障がい児（施設入所の18・19歳を含む）の場合は「保護者の属する世帯」の収入などで判断します。
- 同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、介護保険サービスを併せて利用している方がいる場合は、合算した額が上記の上限額を超えた分が「高額障害福祉サービス費」として支給されます。
- 利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、負担が軽減されます。
- 就学前の障害児通所支援を利用する第2子以降の児童に対して、世帯の所得や兄弟の状況等に応じて利用者負担が軽減される場合があります。

手当・年金等

■特別障害者手当



20歳以上であって、著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を要する在宅の方（例：身体障がい…両上下肢機能の著しい障がいなど、知的障がい…愛護手帳 A 程度）に対し、負担軽減と福祉向上を図るため手当を支給します。

ただし、障害者施設や養護老人ホームなどに入所している、病院や老人保健施設などに継続して3か月を超えて入院・入所している、一定の所得を超える場合は受給できません。

- 窓口 役場福祉課

■障害児福祉手当



20歳未満であって、日常生活において常時介護を要する在宅の障がいに対し、負担軽減と福祉向上を図るため手当を本人に支給します。

ただし、障害者施設に入所している、障がいを事由とする公的年金等を受けている、一定の所得を超える場合は受給できません。

- 窓口 役場福祉課

■児童扶養手当



父が一定の障がいの状態にあり、母が18歳未満の児童を監護する場合。ただし、児童が施設に入所している、一定の所得を超える場合などには受給できません。

- 窓口 役場福祉課

■特別児童扶養手当



心身に障がいを有する20歳未満の児童を監護および養育している父母など。ただし、児童が施設に入所している、障がいを事由とする公的年金等を受けている場合などには受給できません。

- 窓口 役場福祉課

■障害年金



20歳以上で一定の障がいの状態にある方に年金を支給します。保険料の未納期間が一定以下であること、65歳到達前に請求することなどが条件です。基本的に、障がいの原因となった病気やけがの初診日から、1年6か月経過した時点で認定となります。

- 窓口 ・国民年金の方……………役場住民課
・厚生年金などの方…社会保険事務所または各共済組合などの窓口

■心身障害者扶養共済



障がい児（者）の保護者が丈夫なうちに加入し、保護者が万一死亡または重度障がいの状態になったとき、残された障がい児（者）に対し年金を給付します。

- 窓口 役場福祉課

医療

■重度心身障害者医療費の助成

身体 知的 精神

重度の心身障がい者（児）に対し医療費の助成を行います。保険証を使って病院などで診療などを受けた際の自己負担分が助成対象です。（入院時の食事療養費や保険適用外のものは除く）

- 対象 65歳になる前に、次の①～④いずれかに該当する障害者手帳の交付を受けた方
 - ①身体障害者手帳1～2級 ②身体障害者手帳3級のうち心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障がい ③愛護手帳A ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ※世帯の所得状況などにより、一部自己負担または対象外となる場合があります。
- 窓口 役場福祉課

■自立支援医療費の助成

障がい者の障がい程度を軽くしたり、障がいを取り除いて日常生活や職業能力を高めるために必要な医療を県の指定する医療機関などで受ける場合に、窓口負担を1割に軽減する制度です。

※所得状況などにより、1か月の負担上限額が設けられます。また、対象外となる場合があります。

※医療を受ける前の事前申請が必要です。

※有効期間は最長1年間で、医療を継続する場合には、更新手続きが必要です。

①更生医療

身体

- 対象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象医療を受ける場合。
※手帳交付申請と同時申請できます。

区分	対象となる医療の一例 【 】は原因疾病等
視覚	角膜移植術【角膜混濁】、水晶体摘出術【白内障】、網膜剥離手術【網膜剥離】
聴覚	形成術【外耳性難聴】、穿孔閉鎖術【鼓膜穿孔】
言語	薬物・暗示療法による治療【精神的ショック等により生じた機能性言語障がい】、 形成術【外傷性または手術後に生じた発音構語障がい】
肢体	理学療法・作業療法【マヒ障がい】、 関節授動術・関節形成術・人工関節置換術【関節拘縮・関節強直】、 切断端形成術【義肢装具のため】
心臓	ペースメーカー移植術【後天性心疾患】、心臓移植術
腎臓	人工透析療法（血液透析・腹膜透析）【腎機能全廃】、腎移植術
小腸	中心静脈栄養法【小腸機能全廃】
免疫	抗HIV療法、免疫調節療法【HIV感染症】
肝臓	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法

- 窓口 役場福祉課

②精神通院医療

精神
手帳不要

- 対象 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状のある方の通院医療費。院外処方、精神科デイ・ケア、訪問看護も対象となります。

- 窓口 役場福祉課

③育成医療

身体
手帳不要

- 対象 18歳未満であって身体に障がいのある児童や、放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるもの。

- 窓口 役場福祉課

■特定疾患・小児慢性特定疾患の医療費助成

身体
手帳不要

- 対象 国が指定する難病のうち、パーキンソン病など特定疾患患者の治療費の自己負担を軽減します。

- 窓口 三八地域県民局地域健康福祉部 保健総室 三戸地方保健所

福祉用具

■補装具の交付・借受け・修理

身体 知的

失われた身体機能や損傷のある身体機能を補う用具（補装具）の交付及び借受け、または修理を行います。利用者負担額は、購入・借受け・修理費用の原則1割です。（月額負担上限あり）
借受けについては対象となる用具（補装具）が定められています。対象用具（補装具）には※あり。

対象となる障がい	補装具の種目
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	※義肢、※装具、※座位保持装置、車いす、電動車いす、※歩行器、歩行補助つえ（一本つえ除く）
児童のみ	※座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
音声言語障がいかつ 重度肢体不自由	※重度障害者用意思伝達装置

●窓口 役場福祉課

■日常生活用具の給付・レンタル

身体 知的 精神

重度の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付またはレンタルします。利用者負担額は、購入・レンタル費用の原則1割です。（月額負担上限あり）
※手帳の障がい名や等級などにより、給付できる用具に制限があります。
※費用が、種目毎に定められた基準額を超える場合、超過分は全額自己負担となります。

区分	種目および対象者
介護・訓練支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ■特殊寝台 下肢または体幹機能障がい1～2級 ■特殊マット/特殊尿器 下肢または体幹機能障がい1級で、常時介護を要する方 ■入浴担架/体位変換器/移動用リフト 下肢または体幹機能障がい1～2級で、他人の介助を要する方 ■訓練いす 下肢または体幹機能障がい1～2級、原則として3歳以上の児童 ■訓練用ベッド 下肢または体幹機能障がい1～2級、原則として学齢児以上の児童
自立生活支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ■入浴補助用具/便器 下肢または体幹機能障がい1～2級で他人の介助を要する方 ■T字状・棒状のつえ/移動・移乗支援用具 平衡機能、下肢機能、体幹機能障がいのいずれか ■特殊便器 ・療育手帳Aで、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方 ・上肢機能障がい1～2級、原則として学齢児以上の方 ■頭部保護帽 ・平衡機能、下肢機能、体幹機能障がいのいずれか ・てんかんの発作などにより頻繁に転倒する知的障がい児(者)、精神障がい者 ■火災警報器/自動消火器 障がい種別にかかわらず火災発生感知・避難が困難な方 ■電磁調理器/歩行時間延長信号機用小型送信機 視覚障がい1～2級、原則として学齢児以上の方 ■聴覚障害者用屋内信号装置 聴覚障がい1～2級

区分	種目および対象者	
在宅療養等 支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ■ 透析液加温器 腎臓機能障がい等 1～3 級 ■ ネブライザー（吸入器）/電気式たん吸引器 呼吸器機能障がい 1～3 級など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 酸素ボンベ運搬車 在宅酸素療法者 ■ 盲人用体温計（音声式）/盲人用体重計 視覚障がい 1～2 級
情報・意思疎通支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ■ 携帯用会話補助装置 音声言語機能障がいまたは肢体不自由者であって発声発語に著しい障がいを有する方 ■ 情報・通信支援用具 上肢機能障がいまたは視覚障がい ■ 点字器/点字タイプライター/視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生、再生専用）/視覚障害者用活字文書読上げ装置/視覚障害者用拡大読書器/盲人用時計（触読、音声） 視覚障がい 1～2 級 ■ 聴覚障害者用通信装置 聴覚障がい者または発声・発語に著しい障がいを有する方であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ■ 聴覚障害者用情報受信装置 聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点字ディスプレイ 視覚障がいおよび聴覚障がいの重複者 ■ 人工喉頭 喉頭摘出者 ■ 点字図書 情報の入手を点字によって得ている視覚障がい者 ■ 福祉電話（レンタル） 難聴者または外出困難な身体障がい者（原則として 1～2 級）であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる方（障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ■ ファックス（レンタル） 聴覚・音声言語機能障がい 1～3 級であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として認められる方（電話によるコミュニケーションなどが困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）
排泄管理支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ■ ストマ装具（蓄尿袋、蓄便袋） ストマ（人工肛門・人工膀胱）造設者 ■ 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 3 歳以上であって次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ ストマ造設者のうち、ストマ周辺の皮膚の著しいびらん（治療によって軽快の見込みがないもの）やストマの変形のためストマ用具を装着することができない方 ・ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある方 ・ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある方 ・ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方 	
住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居宅生活動作補助用具 下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する身体障がい 1～3 級の方（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい 1～2 級の方） 	

● 窓口 役場福祉課

障がい者制度以外の福祉用具

■治療用の補装具

治療用として医師が診断した補装具は、健康保険（国保、社保など）の扱いになります。

■介護保険・労災

介護保険や労災にも福祉用具を支給・レンタルする制度があります。これらの制度は障がい者制度よりも優先されるため、介護保険や労災で福祉用具の支給を受けることができる方に対しては、原則として障がい者制度で同じ種目の用具を支給できません。

■難病患者等

国が指定する難病のうち、特定疾患患者に対する用具支給の制度です。障がい者制度や介護保険など、他の制度で支給を受けられない方が対象です。

介護保険制度等との関係

介護保険制度によりサービスが受けられる方は、基本的には介護保険によるサービスを優先して利用していただきます。

その他の制度（労災保険制度や厚生年金保険制度など）で障がい福祉制度と同じサービスが受けられる場合についても、同様となります。

■介護保険に該当する方

●65歳以上の方

●45歳以上で、介護保険法に定める「特定疾病」により介護が必要な状態になった方

介護保険の特定疾病の種類

- 筋委縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 多系統委縮症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

●問合せ 役場福祉課

税金

■所得税・住民税

身体 知的 精神

①障害者控除

納税者本人または控除対象配偶者・扶養親族が障がい者である場合、障害者控除を所得金額から差し引くことができます。サラリーマン等の方は年末調整の際に、自営業等の方は確定申告の際に、申告書に必要事項を記入することにより、控除を受けられます。

対象	控除の種類	控除額 (所得税)
身体障害者手帳1級～2級、愛護手帳 A、 精神障害者保健福祉手帳1級など	特別障害者控除	40万円
	特別障害者である控除対象配偶者・扶養親族と同居の場合	配偶者控除 扶養控除に 35万円加算
上記以外の障害者手帳所持者など	障害者控除	27万円

●問合せ 八戸税務署、役場税務課

②医療費控除

日常生活用具（9ページ参照）のストマ用装具や紙おむつの利用者負担額は、医療費控除の対象となります。ただし、それぞれ医師が記載した「ストマ用装具使用証明書」「おむつ使用証明書」が必要です。

●問合せ 八戸税務署、役場税務課

■自動車税・自動車取得税の減免

身体 知的 精神

障害者手帳の交付を受けている本人または同一世帯の方が所有する自家用自動車の自動車税（障害者1人につき1台）および自動車取得税を減免します。

※障がいの程度により、対象外となる場合があります。

※障がい者本人以外が所有または運転する場合は、事前に役場福祉課で「生計同一証明書」または「常時介護証明書」の交付を受け、添付する必要があります。

●窓口 三八地域県民局 県税部 TEL0178-27-5111（代表）

■軽自動車税の減免

身体 知的 精神

障害者手帳の交付を受けている本人または同一世帯の方が所有する自家用軽自動車の軽自動車税（障害者1人につき1台）を減免します。ただし、自動車税の減免を受けている方は対象外です。

●窓口 役場税務課

■その他の税の減免

■事業税…視覚障がいの方が行うあんま、マッサージ、はり、きゅう等の事業

■贈与税…重度の障がい者への贈与は一定額まで非課税

■相続税…85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、相続税から一定額を控除

■利子等の非課税…元利合計一定額まで預貯金の利子等にかかる所得税・住民税利子割が非課税

公共料金等の割引

■NHK放送受信料の免除

身体 知的 精神

障害者手帳をお持ちの方が世帯にいて一定の要件を満たす場合、NHK放送受信料が免除されます。

対象世帯	免除額
障害者手帳(身体、愛護、精神)をお持ちの方がいる町民税非課税世帯	全額
契約者が重度の障がい者(身体1～2級、愛護A、精神1級)で世帯主	半額
契約者が視覚障がい者または聴覚障がい者で世帯主	

- 窓口 役場福祉課

■五戸町ケーブルテレビ利用料金の免除

身体 知的 精神

五戸町ケーブルテレビに加入されている方で、下記対象に該当する場合、利用料が免除されます。

- 対象 障害者手帳(身体、愛護、精神)をお持ちの方がいる町民税非課税世帯
- 窓口 役場企画財政課

■携帯電話料金の割引

身体 知的 精神

各電話会社に障害者手帳所持者への割引があります。

- 問合せ 各電話会社の窓口

加入ケータイから 一般電話から

■NTTの無料番号案内「ふれあい案内」

身体 知的 精神

電話帳の利用が困難な視覚障がい者や重度の上肢不自由者、知的障がい者、精神障がい者を対象に「104番」の番号案内を無料で行います。事前に登録が必要です。

- 対象 ①身体障害者手帳をお持ちの方のうち、視覚障がい(等級は問いません)、上肢1～2級、体幹1～2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1～2級の方
- ②愛護手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 問合せ 0120-104174

■保育所等の保育料軽減

身体 知的 精神

同居者が以下のいずれかの要件に該当する場合、保育料が軽減されます。

- ・障害者手帳(身体・愛護・精神)をお持ちの方がいる
- ・特別児童扶養手当を受給している
- ・障害年金を受給している

ただし、保育料の階層区分によっては軽減の対象とならない場合があります。

- 窓口 役場福祉課

移動・交通

交通機関の運賃割引

① 鉄道（JR）

身体 知的

利用区分		割引対象乗車券類	割引率
単身で利用する場合		普通券(片道100kmを超える区間)	5割引
介護者が同乗する場合	手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄が第1種の方	普通券、定期券(小児を除く)、回数券、普通急行券	5割引 ※介護者1人も同率
	第2種の方(12歳未満のみ)	定期券	5割引 ※介護者1人のみ

- 割引方法 乗車券販売窓口（みどりの窓口など）で乗車券購入の際に手帳を提示
- 問合せ JRの窓口

② 鉄道（私鉄）

身体 知的 精神

- 対象
 - ① 身体障害者手帳の所持者
 - ② 愛護手帳の所持者
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者…本人および介護者1人が5割引
 } 割引内容はJRと同じ
- ※精神障がい、基本的に県内の鉄道会社（弘南、津軽、十和田観光）のみ対象です。県外で利用の場合は、直接鉄道会社にお問い合わせください。

- 割引方法 乗車券販売窓口で乗車券購入の際に手帳を提示
- 問合せ 各鉄道会社の窓口

③ 民営バス

身体 知的 精神

- 対象
 - ① 身体障害者手帳・愛護手帳「第1種」の所持者…本人および介護者1人
 - ② 身体障害者手帳・愛護手帳「第2種」の所持者…本人のみ
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者……………本人のみ
 ※精神障がい、基本的に県内のバス会社（弘南、十和田観光、南部、下北、JR）のみ対象です。県外で利用の場合は、直接バス会社にお問い合わせください。
 ※五戸町コミュニティバスは割引対象外です（一律100円）。

- 割引率 5割引（定期券は3割引）
- 割引方法 利用の際に手帳を提示
- 問合せ 各バス会社の窓口

④ タクシー

身体 知的

- 対象 身体障害者手帳・愛護手帳の所持者
 ※精神障害者保健福祉手帳は、タクシー会社によっては対象になる場合があります。
- 割引率 1割引
- 割引方法 利用の際に手帳を提示
- 問合せ 各タクシー会社の窓口

⑤ その他の交通機関

航空各社の国内線にも身体障害者手帳および愛護手帳による運賃割引があります（割引内容は各社、路線・時期等により異なります）。フェリーなどでも障がい者の運賃割引を設けている場合があります。

- 問合せ 交通各社の窓口

■ 高速道路・有料道路の通行料金の割引

身体 知的

障がい者の移動のために高速道路や有料道路を利用する際、半額の割引を受けられます。本人または家族が所有する車両1台を事前に登録する必要があります。ETCも利用できます。

- 対象 ①身体障害者手帳をお持ちの本人が運転する場合
②重度の障がい者（身体障害者手帳・愛護手帳の第1種）を乗せて、介護者が運転する場合
- 窓口 役場福祉課

■ 移動支援（車両移送）

身体 知的 精神

車いすやストレッチャーのまま乗降できる福祉車両により、自宅と医療機関などの移動を支援します。

- 対象 障害者手帳（身体、愛護、精神）をお持ちの方で、屋外において単独での歩行が困難な方。
ただし、障害者施設や介護保険施設等へ入所している方は利用できません。
- 窓口 役場福祉課

■ 運転免許取得費の助成

身体 知的 精神

障害者手帳（身体、愛護、精神）の交付を受けている方が、就労など社会参加のために普通自動車免許を取得した際、経費の一部を助成します。

- 窓口 役場福祉課

■ 自動車改造費の助成

身体

身体障害者手帳の交付を受けている方が、就労など社会参加のため自ら所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置などを改造する場合に、経費の一部を助成します。

- 窓口 役場福祉課

■ 駐車禁止の除外

身体 知的 精神

身体障がい者などで、用務先の直近に駐車しなければ徒歩での移動が困難と認められる方に標章を交付し、公安委員会による駐車禁止規制の適用を除外します。（法定禁止区域内を除く）

- 対象 ①身体障害者手帳（障がいの程度により対象外となる場合があります。）
②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級

- 窓口 五戸町社会福祉協議会 TEL0178-62-2547

その他の各種制度

■障害者地域活動支援センター

身体
手帳不要

知的
手帳不要

精神
手帳不要

地域で生活する障がい者がくつろげる場所です。障害者手帳の交付を受けている方や自立支援医療（精神通院）を利用している方などに対し、創作的活動・生産活動の提供などを行います。五戸町では、八戸市と十和田市にある4つのセンターに業務を委託しています。

- 窓口 各障害者地域活動支援センター（16ページ参照）

■相談支援

身体
手帳不要

知的
手帳不要

精神
手帳不要

障がい者やその家族などの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営めるよう援助します。五戸町では、八戸市と十和田市にある4つの障害者地域活動支援センターに業務を委託しています。

- 窓口 各障害者地域活動支援センター（16ページ参照）

■意思疎通支援

身体

聴覚などの障がいにより、他者と意思疎通を図ることが困難な方に対し、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

- 対象 聴覚障がい、音声・言語機能障がいなど
- 窓口 役場福祉課

■日中一時支援

身体

知的

精神

障がい者（児）を一時的に預けることにより、日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労を支援します。また、日常的に介護している家族の一時的な休息としても利用できます。

- 対象 障害者手帳をお持ちの方
- 窓口 役場福祉課

■職親

知的

知的障がい者の自立更生を図るため、自治体に職親登録している事業経営者個人に一定期間預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

- 対象 青森県障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することが適当と認められた知的障がい者
- 窓口 役場福祉課

■就職支度金の支給

身体

施設に入所・通所し訓練を受けている方が、就職（自営業を含む）により施設を退所する場合に就職支度金を支給します。

- 窓口 役場福祉課

■移動支援（個別）



屋外での移動が困難な障がい者（児）に対してマンツーマンによる外出のための支援を行います。

- 対象 障害者手帳（身体、愛護、精神）をお持ちの方で、屋外での移動が困難な方。
- 窓口 役場福祉課

■ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方にヘルプマークを配布します。

- 窓口 役場福祉課

■五戸町災害時要援護者登録制度



災害時における地域での見守り安心安全体制の強化を図るため、災害時要援護者の台帳整備を進めています。登録を希望した方について、町が台帳を作成し、防災関係機関等へ提供し、地域の中で日頃の見守りと災害時の支援体制を整えるために活用されます。

- 対象 災害時に支援が必要な方で、家族等の支援が受けられない、または家族等だけでの支援が困難で、第三者の支援が必要と想定される方（災害時要援護者）
- 窓口 役場福祉課

■ 相 談 窓 口 ■

■ 五戸町役場		〒039-1513 五戸町字古館2 1-1	
福祉課	障害者手帳や各種手当の申請受付、福祉用具や医療給付、自立支援給付の申請受付および支給決定などを行います。	TEL	0178-62-2111 (代表)
		FAX	0178-62-2216
住民課	障害基礎年金(国民年金の方)の申請受付を行います。	✓	soudan@town.gonohe.aomori.jp
■ 三八地域県民局 地域健康福祉部		〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	
こども相談総室 (八戸児童相談所)	18歳未満の児童へ愛護手帳を交付する際の判定を行います。また、児童についてのさまざまな相談を受け付けています。	TEL	0178-27-2271
		FAX	0178-27-2627
保健総室 (三戸地方保健所)	役場窓口での申請を受け、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療(精神通院医療)の認定を行います。また、うつ病など精神保健に関する相談や難病対策なども行っています。	TEL	0178-27-5111 (代表)
		FAX	0178-27-1594
■ 青森県障害者相談センター		〒036-8356 弘前市大字下白銀町1 4-2 青森県弘前健康福祉庁舎1階	
市町村窓口での申請を受け、身体障害者手帳・愛護手帳の交付も行います。また、市町村窓口で受付した補装具や自立支援医療(更生医療)の申請が適正かどうかの判定、18歳以上の方へ愛護手帳を交付する際の判定などを行っています。		TEL	0172-32-8437
		FAX	0172-34-6167
		✓	SSODAN@pref.aomori.lg.jp
■ 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
民間の協力者を県知事が相談員に委任しています。相談員は、障害者やその家族からの相談に応じ、助言や関係機関への連絡などを行います。相談員の名簿などは随時、町の広報紙などでお知らせします。			
■ 障害者地域活動支援センター			
地域で生活する障がい者の方がくつろげる場所です。障がい者とその家族、関係者などが利用でき、自立や社会復帰、社会参加などの支援活動やさまざまな相談を行います。五戸町では、次の4つの事業所に業務を委託しています(順不同)。			
●ぴあみなと	〒031-0041 八戸市廿三日町18	TEL	0178-44-4456
●青明舎	〒039-1104 八戸市田面木字赤坂35-35	TEL	0178-70-2088
●ハートステーション	〒031-0802 八戸市小中野8丁目14-24	TEL FAX	0178-46-5431
●アSENDハウス	〒034-0089 十和田市西2 3番町5-5	TEL FAX	0176-21-1173 0176-21-1163
■ 青森県障害者社会参加推進センター「障害者110番」			
障がい者のためのなんでも相談窓口です。		TEL	017-764-2941 (火曜、年末年始を除く10:00~17:00)
		FAX	017-764-2942
■ 青森県発達障害者支援センター「ステップ」			
自閉症などの発達障がいに関する相談を行っています。		TEL	017-777-8201 (平日8:30~17:30)
		FAX	017-777-8202
		✓	aoshien6@adagio.ocn.ne.jp
■ 青森県難病相談・支援センター			
難病に関する相談を行っています。		TEL FAX	0172-62-5514
		(日・祝・年末年始を除く9:00~16:00)	
■ 青森県消費生活センター 青森相談室			
障がい者の消費者トラブルに関する相談を行っています。		TEL	017-722-3343